

津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成22年12月1日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成22年4月から同年8月までに監査委員質疑を実施したものに限る。）は、次のとおりである。

（1）出張所・併設公民館

- ア 神戸出張所
- イ 太郎生出張所・太郎生公民館
- ウ 伊勢地出張所・伊勢地公民館
- エ 多気出張所・多気公民館
- オ 下之川出張所・下之川公民館

（2）市立保育所

- ア 観音寺保育園
- イ 相愛保育園
- ウ 中央保育園
- エ 高茶屋保育園
- オ 北口保育園
- カ 千里ヶ丘保育園
- キ 上野保育園
- ク 安濃保育園

（3）市立学校・市立幼稚園

ア 市立学校

- (ア) 養正小学校
- (イ) 修成小学校
- (ウ) 西が丘小学校
- (エ) 戸木小学校
- (オ) 安西小学校
- (カ) 長野小学校
- (キ) 高宮小学校
- (ク) 橋南中学校
- (ケ) 南郊中学校

イ 市立幼稚園

- (ア) 修成幼稚園
- (イ) 敬和幼稚園
- (ウ) 高茶屋幼稚園
- (エ) 巽ヶ丘幼稚園
- (オ) 戸木幼稚園
- (カ) 千里ヶ丘幼稚園

2 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 津市防犯協会（財政援助の内容：津市防犯協会補助金及び津市防犯協会負担金の交付 所管部局：市民部市民交流課）
- イ 中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会（財政援助の内容：中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会負担金の交付 所管部局：商工観光部企業誘致室）
- ウ 榊原温泉振興協会（財政援助の内容：観光協会等補助金（榊原温泉振興協会事業補助金）の交付 所管部局：商工観光部観光振興課）
- エ 津市水産振興連絡協議会（財政援助の内容：津市水産振興連絡協議会負担金の交付 所管部局：農林水産部水産振興室）

(2) 出資団体の監査

- ア 株式会社津サイエンスプラザ（所管部局：商工観光部産業政策振興課）

イ 株式会社まちづくり津夢時風(所管部局：商工観光部商業労政振興課)

ウ 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：商工観光部観光振興課)

エ 津駅前都市開発株式会社(所管部局：都市計画部都市整備課)

(3) 指定管理者の監査

ア 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：白山総合支所地域振興課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

原則として平成21年度の財務及び事務の執行を対象とした。

また、市の歳入歳出予算に計上されていない市立学校等における給食に関する収支を経理する会計（以下「給食会計」という。）及び教材を調達するための収支を経理する会計（以下「教材会計」という。）については、事実上、市の事務に係るものとして、これを対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成20年度も対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成20年度、平成21年度の市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成20年度、平成21年度の出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成20年度、平成21年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成22年4月12日から同年11月22日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者としての権利行使を適正に行っているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に

行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し、適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 出張所・併設公民館

ア 太郎生出張所・太郎生公民館

《太郎生出張所》

(ア) 太郎生多目的集会所の使用料免除措置について

漁業組合や老人クラブなどの団体が太郎生多目的集会所を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除（以下「一括免除」という。）していたが、津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例（以下「美杉総合開発センター等条例」という。）第7条は、公共的団体等が使用する場合で「特に必要があると認めるとき」は、使用料を減額又は免除することができる」と定めている趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。

(イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券（1組当たり12枚）を合計で100組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で30枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は皆無であり、販売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《太郎生公民館》

(ア) 郵便はがきの保有残高について

平成19年9月に受け入れた120枚の郵便はがきについて、2年以上全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

イ 伊勢地出張所・伊勢地公民館

《伊勢地出張所》

(ア) 伊勢地地域住民センターの使用料免除措置について

非営利団体などが伊勢地地域住民センターを使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。

(イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券を合計で140組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で30枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は皆無であり、販売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《伊勢地公民館》

(ア) 郵便はがきの保有残高等について

同公民館における過去3年間の郵便はがきの年間平均使用枚数は20枚程度であるものの、保有残高（平成22年3月31日現在の受払簿記帳残高）は、その約16.5倍相当の329枚となって

おり、使用見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

さらに、郵便切手について、受払簿の記帳残高と実数を照合したところ、80円切手の記帳残高が実数より20枚少なく、伊勢地公民館の職員の説明によると、記帳漏れによるとのことであったが、これは定期的に照合をしていないことが要因であると考えられることから、今後、定期的に照合を行われたい。

また、郵便切手の保管については、施錠のできないレターケースで保管していたことから、施錠のできる金庫等で保管するよう是正されたい。

(イ) 公民館事業について

同公民館における平成21年度の主な公民館事業の実施状況を見たところ、平成21年7月1日に地元住民16人が参加して「初盆家庭申し合わせ会」を開催していたが、社会教育法第20条及び第22条に定める公民館の設置目的及び公民館事業の趣旨に照らし、妥当性を欠くおそれがあることから、その事業の在り方について検討されたい。

ウ 多気出張所・多気公民館

《多気出張所》

(ア) 多気地域住民センターの使用料免除措置について

老人クラブなどの団体が多気地域住民センターを使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。

さらに、ある中学校の同窓会発起人会に係る使用料について、同発起人会を公共的団体（地域活動団体）として、これを免除していたが、使用料を免除することができる公共的団体とは、公共的な活動を営むものがこれに当たるのであり、同発起人会の活動が同窓会を発足するための私的な活動を行うものであるとすれば、公共的団

体に当たらないことを懸念することから、美杉総合開発センター等
条例第7条の趣旨を踏まえ、使用料の免除に当たっては、申請者の
活動内容を具体的に把握の上、慎重に判断するよう適正に事務を執
行されたい。

- (イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について
回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券を合
計で320組保有し、定期乗車券については、200円区間など3
種類の定期乗車券を合計で56枚保有していたものの、平成22年
5月19日現在における販売実績は定期乗車券2枚のみであり、販
売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係
部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《多気公民館》

- (ア) 郵便はがきの保有残高について

平成20年度以前に受け入れた262枚の郵便はがきについて、
2年以上全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期
間保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適
切な保有残高になるよう是正されたい。

エ 下之川出張所・下之川公民館

《下之川出張所》

- (ア) 下之川生活改善センター等の使用料免除措置について

老人クラブなどの団体が下之川生活改善センター等を使用する
場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発セン
ター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用
許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」
及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は
免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じら
れたい。

- (イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について
回数乗車券について、200円券など5種類の回数乗車券を合計
で168組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種
類の定期乗車券を合計で61枚保有していたものの、平成22年5
月19日現在における販売実績（交換分を除く。）は回数乗車券2
組のみであり、販売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でな

いことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《下之川公民館》

(ア) 郵便はがきの保有残高について

同公民館における過去3年間の郵便はがきの年間平均使用枚数は65枚程度であるものの、毎年度平均して150枚程度の郵便はがきを受け入れているため、保有残高（平成22年3月3日現在の受払簿記帳残高）は、年間平均使用枚数の4.4倍相当の286枚となっており、使用見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、新たな受入れを控えるとともに、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(2) 市立保育所

監査の対象とした市立保育所における保育所入所負担金の滞納状況（平成22年3月末現在）は、下表のとおりであり、この中には既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時に履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まされたい。

保育所入所負担金の滞納状況（こども家庭課調べ）

区 分	滞納保護者数	滞 納 額
観音寺保育園	3人	94,000円
相愛保育園	34人	1,694,000円
中央保育園	36人	3,406,900円
高茶屋保育園	122人	12,547,270円
北口保育園	63人	5,183,410円
千里ヶ丘保育園	24人	1,668,940円
上野保育園	5人	573,700円
安濃保育園	20人	1,763,670円

(3) 市立学校

ア 養正小学校

給食会計の剰余金について、平成20年度の収支決算では約50万円、平成21年度の収支決算では約41万円の剰余金が生じており、材料調達価格の変動といったことも要因の1つと考えられるものの、

多額の剰余金の発生が常態化することは望ましくないことから、できる限り剰余金の発生を抑制するよう努められたい。

イ 修成小学校

給食会計の剰余金について、平成20年度の収支決算では約70万円、平成21年度の収支決算では約84万円の剰余金が生じており、材料調達価格の変動といったことも要因の1つと考えられるものの、多額の剰余金の発生が常態化することは望ましくないことから、できる限り剰余金の発生を抑制するよう努められたい。

ウ 戸木小学校

(ア) 郵便切手の保有残高について

平成20年度から繰り越された7種類の郵便切手のうち、120円切手など4種類の郵便切手の繰越枚数は、平成21年度中の使用枚数を十分に賄えるものであったにもかかわらず、新たに受け入れた結果、これらの郵便切手の平成22年度への繰越枚数は、平成20年度のそれを上回っていたことから、新たな受け入れを控えるとともに、他の小学校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(イ) 劇物の管理について

容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。

エ 安西小学校

平成20年度から繰り越された6種類の郵便切手のうち、80円切手など3種類の郵便切手の繰越枚数は、平成21年度中の使用枚数を十分に賄えるものであったにもかかわらず、新たに受入れた結果、これらの郵便切手の平成22年度への繰越枚数は、平成20年度のそれを上回っていたことから、新たな受け入れを控えるとともに、他の小学校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

オ 高宮小学校

(ア) ホームページの管理について

平成22年5月の監査に当たって、同校のホームページを閲覧したところ、平成20年4月4日以降更新していなかったが、できる限り最新の情報に更新するよう改善されたい。

(イ) 劇物の管理について

専用保管庫に一般薬品を混在保管し、また、過酸化水素水等のたな卸記録がなく、定期的なたな卸実施状況を確認することができず、さらに、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。

カ 南郊中学校

(ア) 教材会計について

教材会計は、市の歳入歳出予算に計上することなく、学校が「私費」として経理しており、同校の場合、学年単位で設けた教材会計の単年度の教材費収入は3学年の総額で500万円程度に及ぶ比較的規模の大きいものであるが、学校が事実上校務として「私費」を取り扱うのは、地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、その合理的根拠を欠くおそれが懸念され、さらに、教材会計の目的が、学校が教育活動に必要なものとして使用する図書その他の材料の調達に係る経理を行うことにあるとすれば、同法第210条の趣旨に反することも懸念される。

そして、これらの懸念は、同校に限られたことではないものの、同校の教材会計の取扱いについては、多くの剰余金の発生、教材費の滞納の発生、会計諸帳簿や内部チェック体制を十分に整備していないといった諸問題が見られたことから、法の趣旨を踏まえ、教育委員会事務局の指導の下、教材会計の適正な取扱いに向けて、早期に改善策を講じられたい。

(イ) 郵便はがきの保有残高について

平成20年度から繰り越された郵便はがき69枚、往復はがき10枚の計79枚は全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有することは適切でないことから、他校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(ウ) 備品の購入について

平成21年度に購入した物品の一部を抽出して確認したところ、平成21年7月13日に受け入れた顕微鏡（購入価格：4万2,525円）が、1年以上未使用のまま保管されていたことから、備品の購入に当たっては、その必要性を十分に検討の上、適正な予算執行に努められたい。

(エ) 劇物・毒物の管理について

専用保管庫のうち校舎1階に設置する専用保管庫に一般薬品を混在保管していたので、これを是正されたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 津市防犯協会（所管部局：市民部市民交流課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 財政援助の概要（注1）

財政援助 の 内 容	補助金	津市防犯協会補助金の交付	
	負担金	津市防犯協会負担金の交付	
交付目的	補助金	市民の防犯思想の高揚、安心・安全なまちづくりを推進すること	
	負担金		
交付率 (注2)	補助金	99.2%	
	負担金	100%	
交付対象 経 費	補助金	自治会への防犯灯設置補助金、事務費等	
	負担金	各支部への負担金、啓発活動費等	
交 付 額	補 助 金	平成20年度	4,600,000円
		平成21年度	5,100,000円
	負 担 金	平成20年度	8,640,000円
		平成21年度	9,140,000円

(注1) 財政援助の概要は、所管部局が平成22年4月12日に提出した監査資料を参考にまとめたものである。以下財政援助の概要について同じ。

(注2) 交付率は、市の財政援助の額が交付対象経費に占める割合の2か年平均である。以下財政援助の概要について同じ。

(イ) 指摘事項

《津市防犯協会補助金》

a 防犯灯設置補助の在り方について

津市防犯協会（以下「防犯協会」という。）が津市防犯協会補助金（以下「協会補助金」という。）を財源に、自治会へ防犯灯設置補助金を交付していることについて、すべての交付事務は市民交流課の職員が市の事務処理に準じて行っているため、その人的コストは実質的に市が負担していることに等しく、さらに、防

犯灯設置補助金の交付に要する経費として、市が直接補助する場合には必要のない振込手数料（平成20年度は約10万円）を要している。

防犯灯設置補助金を市が直接交付するのではなく、防犯協会を「経由」することにしたのは、合併協議によるものであるが、全庁的に経費節減に取り組む中、防犯灯設置補助金の在り方について、所要の見直しを検討されたい。

b 協会補助金の交付対象経費について

津市防犯灯設置補助金交付要綱第3条は、協会補助金の交付対象経費について、防犯協会による防犯灯設置補助金の交付事業に要する経費であると定めているが、防犯協会は、平成20年度に交付を受けた協会補助金460万円のうち、約21万円を啓発物品購入費など交付対象経費以外の経費に充当していたため、同要綱の趣旨を踏まえ、所要の是正措置を講じられたい。

c 防犯灯設置補助金について

(a) 補助の在り方について

防犯協会が平成20年度及び平成21年度の2か年に防犯灯設置補助の対象とした1自治会当たりの平均防犯灯数は3灯で、平均補助金額は約2万6,000円であったが、ある自治会への補助について見たところ、補助の対象とした防犯灯数の合計は47灯で、その交付した補助金の総額は47万円と突出していた。

このように特定の自治会に補助が集中することは、公平性を欠くおそれがあるので、補助の在り方について、所要の見直しを検討されたい。

(b) 補助金交付事務の適正化について

平成20年度及び平成21年度に防犯協会が交付した防犯灯設置補助金の一部を抽出して、その交付確定額の正否を確かめたところ、交付確定額が補助金の限度額を超えているものなど適正を欠くものが数件確認された。

また、補助の対象とした防犯灯数が突出していた自治会について、各年度の防犯灯設置完了届における表示箇所を現地で照合したところ、平成20年度の補助対象として設置された防犯

灯のうち2灯が、平成21年度の補助対象の一部である水銀灯に付け替えられるなど、不適切な事例が確認されたが、防犯協会はこれを把握していなかった。

これらの要因は、いずれも防犯灯設置完了届の内容を十分に審査していないためであり、補助金交付事務の適正を欠いていると言えるため、他に同様の事例がないか調査し、所要の是正措置と再発防止策を講じられたい。

《津市防犯協会負担金》

津市防犯協会負担金（以下「協会負担金」という。）は、防犯協会が設置する津支部（津地区防犯協会。以下「津支部」という。）及び津南支部（津南生活安全協会。以下「津南支部」という。）に交付する支部負担金に充当しており、当該支部負担金は、津支部及び津南支部における活動費の主な財源になっている。

そこで、協会負担金が最終的に適正かつ効率的に執行されているか否かを見るため、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、津支部及び津南支部の関係諸帳簿を調査したところ、次のとおり改善が望ましい事項があったので、その改善に努められるよう望むものである。

a 津支部について

津支部は、定期総会資料40部（1部当たり15ページ程度）の作製に当たって、印刷業者に発注していたが、津南支部では複写機を使用して総会資料を作製しており、経費節減の観点から、作製方法を見直すことが望ましい。

さらに、退職積立金について、津支部は、書記の退職積立金として、毎月5,000円を支出し、書記個人名義の積立用預金で管理していたが、これを津支部の退職給付引当資金として管理・運用することが望ましい。

b 津南支部について

津南支部は、その設置する防犯連絡所等（47箇所）に「生活安全かわら版」などの防犯情報受信用のファクシミリ機器を設置しており、これらの機器の新設、更新、通信費等所要の経費を負担しているが、インターネット等による通信手段が多様化する中、比較的諸経費のかかるファクシミリ機器を一律に設置するので

はなく、防犯連絡員等個々の通信環境に応じた通信手段を採用すれば、一層の経費節減が図れるものと考えられるため、その見直しを検討されることが望ましい。

また、津南支部は、防犯連絡所等で受信した防犯情報が、それぞれの地域の中で、迅速かつ有効に活用されているのか否かの実態を十分に把握していなかったことから、その実態を把握の上、効果を検証することが望ましい。

さらに、平成20年度及び平成21年度の支払証書類を見たところ、領収書など支払事実に係る証憑は仕訳書に貼付されていたが、請求書、納品書については、すべて破棄しており、具体的な購入物の名称、数量、単価等といった取引の内容を十分に確認することができなかった。請求書、納品書が取引関係を証する重要な証憑であることを踏まえ、適正にこれを保存することが望ましい。

イ 中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会（所管部局：商工観光部企業誘致室）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）財政援助の概要

財政援助の内容	中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会負担金の交付	
交付目的	中勢北部サイエンスシティへの企業等の誘致の促進を図り、産業の高度化と雇用の拡大を促し、もって地域の振興・発展に資すること	
交付率	60.0%	
交付対象経費	企業誘致活動費、事務費等	
交付額	平成20年度	5,000,000円
	平成21年度	5,000,000円

（イ）指摘事項

企業誘致用の資料として使用する航空写真の撮影業務について、同協議会は毎年、特定業者と随意契約を締結し、これを委託しているが、当該業者に特定して契約を締結する合理的な理由が見当たらないことから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、負担金に係る予算の効率的な執行を確保するため、競争性のある契約方

法に見直すことについて検討するよう、指導・助言をされたい。

ウ 榊原温泉振興協会（所管部局：商工観光部観光振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）財政援助の概要

財政援助の内容	観光協会等補助金（榊原温泉振興協会事業補助金）の交付	
交付目的	榊原温泉を中心とした観光客誘致を図ること	
交付率	100%	
交付対象経費	観光客誘致イベント、宣伝、周辺環境整備に要する経費	
交付額	平成20年度	8,465,000円
	平成21年度	8,300,000円

（イ）指摘事項

平成20年度の同補助金に係る実績報告書を見たところ、市費充当経費の内容を具体的に把握することができる領収書等の証書類が添付されておらず、観光振興課もこれを把握していなかった。同協議会の関係諸帳簿を見たところ、市費充当経費は妥当であったことが確認できたものの、観光振興課が具体的な市費充当経費の内容を把握しないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないのであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。

エ 津市水産振興連絡協議会（所管部局：農林水産部水産振興室）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）財政援助の概要

財政援助の内容	津市水産振興連絡協議会負担金の交付	
交付目的	ハマグリ・ヨシエビの放流による水産資源の保護育成等	
交付率	100%	
交付対象経費	ハマグリ・ヨシエビの購入代金、放流経費等	
交付額	平成20年度	2,457,000円
	平成21年度	2,536,000円

（イ）指摘事項

ハマグリ・ヨシエビの放流事業については、水産資源の確保を図るものであるが、水産振興室は放流の効果の検証について、漁獲量による検証は困難としている。

しかしながら、負担金は税金等の貴重な財源で賄われていることから、放流の効果を検証しないまま、負担金を交付することは望ましいことではなく、財団法人三重県水産振興事業団など関係機関に協力を求めるなどして、その効果の客観的な検証方法について検討されたい。

(2) 出資団体の監査

ア 津駅前都市開発株式会社(所管部局：都市計画部都市整備課)

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 出資団体の概要(注)

資本金	300,000,000円		
市の出資の状況	出資額	120,000,000円	
	出資比率	40.0%	
主な業務の内容	不動産賃貸業、ビル管理業に関する業務		
財務の状況	資産	5,697,535,597円	
	負債	5,148,895,036円	
	資本	資本金	300,000,000円
	本	準備金	248,640,561円
	負債・資本合計	5,697,535,597円	
損益の状況	事業利益	158,349,392円	
	経常利益	124,730,994円	
	当期純利益	71,810,737円	

(注) 出資団体の概要は、平成20年度の決算の状況であり、所管部局が平成22年4月12日に提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

資金の一部について、投資信託等による資産運用が行われているが、市の出資団体であることを踏まえ、より安全で確実な資産運用について検討されたい。

(3) 指定管理者の監査

ア 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：白山総合支所地域振興

課)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要 (注)

施設の名 称	津市青山高原保健休養地	
施設の設置目的	住民の健全なレクリエーション及び憩いの場として、青少年、勤労者、会社、団体その他家族ぐるみの利用に供すること	
指 定 管 理 者	津市青山高原保健休養地管理株式会社	
主な指定管理業務の内容	保健休養地の使用の許可、維持管理に関する業務	
施設利用の状況	平成20年度	10,381人
	平成21年度	11,398人
指定管理に係る 収支差額の状況	平成20年度	16,887,944円
	平成21年度	16,676,874円

(注) 指定管理の概要は、所管部局が平成22年4月12日に提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

キャンプ場の使用期間について、津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則第3条は、その使用期間を4月1日から10月31日までとし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用期間等を変更することができることと定めているが、平成20年度の施設別施設利用者月別推移表を見ると、市長の承認を得ることなく、11月にキャンプ場の使用を許可していたため、同条の趣旨を踏まえ、適正に事務を執行されたい。